

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平木 博 貴

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 : シュレッダーくず ほか5件
- (2) 引 渡 場 所 : 陸上自衛隊山口駐屯地
- (3) 搬出(引渡)期限 : 代金納付の日から5日以内
- (4) 履 行 期 間 : 令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
- (5) 売払物品・数量 : 仕様書のとおり

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予算令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) **令和7・8・9年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」D等級以上格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者**であること。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (4) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (5) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項

適用する契約条項は、駐屯地用標準契約書の不用物品売払契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。

4 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第322会計隊契約班窓口において配布する。
令和8年1月28日(水) ~ 令和8年2月13日(金) (0815 ~ 1700 但し土曜日曜日を除く)

5 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

- (1) 現場説明会 : 実施しない
※現物等の確認は、下記の期間中に調整の上、実施する。(調整先: 第14項(8)の売払物品に関する担当者)
令和8年1月28日(水) ~ 令和8年2月13日(金) (0815 ~ 1700 但し土曜日曜日を除く)
※なお、現物等を未確認の方が入札を行う場合、事後、当該事項に起因する苦情の申し立てを行わないことを同意の上、お願い致します。(現物未確認による紛争防止のため)

(2) 入札日時及び場所

ア 場 所 : 陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 入札室
イ 日 時 : 令和8年2月13日(金) 10時00分

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除
- (2) 契約保証金 : 免除
- (3) 違 約 金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の100分の100を記載してください。

8 入札の無効

- (1) FAXによる入札
- (2) 第2項で示し競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 入札権限のない者の入札(要委任状)

9 契約書の作成

契約書の細部については、落札決定後落札者に説明する。

10 落札の決定方式

予定の総価(消費税抜き)

単価に予定数量を乗じた額の総品目の合計額で落札を判定し、それぞれの単価をもって申し込みをした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 売払代金の納付期限

物品を引取(引渡)時までには納付することとし、その時期は確定発注書において示す。

12 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了したとき。

13 物件の引渡し完了の時期

代金を納付した日から原則として5日以内。
但し、物品管理官が別に期日を定める場合はその日までとする。

14 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和8年2月12日(木)の17時00分**到着分までを有効とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行うとともに到着の確認を必ずお願いします。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に關係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
- (4) 入札に参加する者は、**令和8年2月10日(火)までに資格決定通知書の写しを提出してください。**(FAX可)
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
- (7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
- (8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
ア 入札に関する事項
〒753-8503 山口県山口市上宇野台784
陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当: 泰井 (たいい)
TEL: 083-922-2281 内線(343) FAX: 083-922-22836 (直通) E-mail: ma322fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp
イ 売払物品等に関する事項
陸上自衛隊山口駐屯地業務隊 補給科 担当: 瀧谷 TEL: 083-922-2281 内線(262)

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊、
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

仕 様 書

件 名	シュレッダーくず ほか5件
作成年月日	令和8年1月26日
作成部隊名	山口駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は、山口駐屯地において発生する再生資源の売払いについて規定する。

2 履行期間

契約日～令和9年3月31日

3 引渡場所

山口県山口市上宇野令784 山口駐屯地

4 発生予定数量

品 名	回収基準	年間予定数量
シュレッダーくず	月2回	約11000kg
新聞、雑誌	月2回	約5000kg
ダンボール	月2回	約14000kg
ペットボトル	月2回	約1200kg
アルミ缶	月2回	約500kg
スチール缶	月2回	約500kg

5 処理要領

- (1) 回収は月に2回を基準とし、多量に発生した場合には官側の求めに応じ回収するものとする。
- (2) 回収日については、別途係官と調整するものとする。
- (3) 車両積載時に資源物が散乱した場合には確実に清掃及び後片付けを実施するものとする。

6 その他

- (1) 作業にあたり建物等に破損等が生じた場合、受注者側の責任において元の状態に復旧するものとする。
- (2) 作業実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に連絡をしてその指示を受けるものとする。
- (3) 売り払い数量の確認においては回収業者が計量し係官が確認を実施する。
- (4) この仕様書について疑義が生じた場合、官側と調整してその指示に従うこと。

